

東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会規約

令和 6 年 3 月 19 日制定

東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会規約（平成 29 年 6 月 22 日制定）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 入居者
- 第 3 章 学生総会
- 第 4 章 役員会
- 第 5 章 自治委員会
- 第 6 章 監査役会
- 第 7 章 宿舎管理
- 第 8 章 会計
- 第 9 章 人事
- 第 10 章 雑則
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 本規約は、東京大学豊島国際学生宿舎管理運営規則（平成 16 年 1 月 7 日制定。以下「運営規則」という。）第 17 条第 1 項に基づき、東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟（以下「宿舎」という。）の自治会（以下「当会」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第 2 条 当会は、東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟自治会と称し、英文では、The Toshima International Hall of Residence Building B Residents' Association と表示する。

2 当会は、宿舎の住所地にこれを置く。

（目的）

第3条 当会は、入居者（運営規則第13条第2項に規定する入居者をいう。以下同じ。）の生活環境の維持及び改善に努めるとともに、入居者の相互の親睦と理解を深め、地域社会との交流を通じて、入居者個々人がより充実した生活を営み、より良い環境を後輩へ引き継ぐことを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、当会は、入居者の総意に基づいて民主的に運営され事業を実施しなければならない。

3 第1項の目的に反する改正及び当会の運営は、これらを全て無効とする。

（事業）

第4条 当会は、前条第1項の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 入居者の生活環境の維持及び改善に資する事業
- 二 入居者相互の親睦及び理解を深めるための事業
- 三 その他前条第1項の目的達成のために必要な事業

第2章 入居者

（当会への加入）

第5条 入居者は、本規約に同意したことを示す署名を提出して、当会に加入しなければならない。

2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、宿舍への入居資格を得た時点に遡って当会に加入したものとして取り扱う。

3 ユニット長又はその代理の入居者は、新入居者が入居する直前に新入居者立会いをもって、ユニットの現況を撮影しなければならない。

（当会からの脱退）

第6条 宿舍を退去する者は、退去日に当会を脱退したものとする。

2 当会に加入しない旨の意思表示をした者は、宿舍を退去する旨の意思表示をしたものとみなす。

3 ユニット長は、宿舍を退去する者が宿舍に投棄した物がないか、前条第3項で撮影した写真と比較して確認しなければならない。ただし、ユニット長が退去する、又は不在にするときは、その代理の入居者がこれを確認することができる。

4 宿舍を退去した者は、当会に債権を持っていたとしても、当該債権を放棄したものとみなす。

（ユニットへの所属）

第7条 入居者は、当該居室が属するユニット（以下「所属ユニット」という。）に所属する。

（自治会費）

第8条 入居者は、当会の目的を達成するため、それに必要な自治会費を支払わなければならない。

2 自治会費は、各月につき900円とする。

3 入居者は、自治会費について、運営規則第12条の規定による宿舎に居住することができる期間（以下「入居期間」という。）の額を一括して当会に納入しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、自治会費を月額払いとすることができる。

5 入居者は、入居期間が満了する前に退去するときは、その入居期間内に限り、その残存期間の月数（1か月に満たない日数が生じたときは、その日数を切り捨てる。）に応じた自治会費の返還を請求することができる。

6 前項の自治会費の返還は、請求後2週間以内にななければならない。ただし、自治会費の納入が確認できないとき、又は請求金額に誤りがあるときは、この限りでない。

7 当会は、入居者に正当な理由がある場合を除き、自治委員会が指定する銀行その他の金融機関に対する当該入居者の預金又は貯金への振込みによって自治会費の返還をしなければならない。ただし、入居者が同意する場合においては、振込手数料を控除して、他の金融機関に対する当該入居者の預金又は貯金への振込みによって自治会費の返還をすることができる。

8 前項の規定にかかわらず、入居者が現金による自治会費の返還を請求した場合において、その請求金額から1割を控除した額を現金により支払う。ただし、その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

9 自治会費の変更は、役員会に出席した役員（自治委員及びユニット長をいう。以下同じ。）の4分の3以上に当たる大多数をもって決する。

10 第2項の規定にかかわらず、前項の規定により自治会費の変更があったときは、当該増減額の自治会費は、一括して納入又は返還されなければならない。

11 第4項の規定は、前項の規定により納入又は返還できないやむを得ない事由があった場合について準用する。

（ユニット管理費）

第9条 ユニット長は、所属ユニットの入居者との合議に基づき、当該入居者から当該ユニットで第4条の規定による業務を行うことを目的として、東京大学豊島国際学生宿舎

新棟の管理運営に関する要領（平成 29 年 3 月 22 日奨学厚生担当理事決定）6 の規定による居室が属するユニットに係る管理費（以下「ユニット管理費」という。）を徴収することができる。

- 2 ユニット長は、ユニット管理費を徴収する場合、当該金額、徴収時期、徴収方法、徴収目的及び文書作成年月日を記載した書面を所属ユニットの掲示板に掲示し、自治委員会に提出しなければならない。
- 3 ユニット長は、ユニット管理費を徴収した場合、ユニット管理費の収支項目、収入額、支出額、残金、ユニットとして購入した備品等の一覧及び文書作成年月日を記載した書面をユニットの掲示板に掲示し、自治委員会に提出しなければならない。
- 4 前 2 項までの規定による書面は、少なくとも半年に 1 回、更新されなければならない。
（入居者の権利義務）

第 10 条 入居者は、本規約、宿舎に関するその他の規則及び本規約に基づき適正に決定された事項に従わなければならない。

- 2 入居者は、当会の運営に関与し、その事業から生ずる利益を享受する権利を有するとともに、宿舎及び地域社会の福祉に資するために当会の運営及び事業に寄与し、その負担を分任する義務を負う。
- 3 入居者は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 毎週 1 回、自治委員会又は選挙管理委員会が公示、広告又は掲示したものを読むこと。ただし、外泊届を出している場合、外泊期間においては、この限りではない。
 - 二 居室以外の空間（廊下、キッチン、洗面所、シャワー室、便所、ランドリー、コモンスペース及びテラス等をいう。）及び共有物品（調理器具、テーブル、椅子、ホワイトボード等をいう。）について、使用後は、清掃して原状回復すること。
 - 三 こまめな消灯及び冷暖房の運転停止等、エネルギー使用の合理化を励行すること。ただし、換気システム及び自治委員会が決定した設備については、この限りでない。
 - 四 全自動電気洗濯機及び電気衣類乾燥機の運転が終了したときは、10 分以内に機内の衣類や寝具等（以下「衣類等」という。）を回収すること。
 - 五 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定するごみ及び粗大ごみ等をいう。）は、指定された日に指定された場所へ捨てること。これに違反した場合は、不法投棄であり、犯罪として罰せられることがあり、かつ、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」という。）より損害賠償を請求されることがある。
 - 六 器物又は建造物の損壊若しくはこれらを異常に汚損したときは、速やかに自治委員

会及び東京大学豊島国際学生宿舎 B 棟管理人（以下「管理人」という。）又は宿舎相談員に報告すること。これらの損壊又は異常な汚損を発見したとき、若しくは不法投棄を発見したときも、同様とする。

七 前号の管理人又は宿舎相談員に報告したときは、その旨を自治委員会に報告すること。

八 前 2 号の自治委員会への報告は、自治委員会が別に定める方法により行うこと。

九 多数の苦情を受ける行為を慎むこと。

十 運営規則第 15 条第 1 項各号を遵守すること。

4 入居者は、居室以外に所有物を置いてはならない。ただし、第 33 条第 2 項及び第 3 項の規定による規則で定め、かつ、避難の妨げにならない範囲内において、当該居室が属する階（以下「所属階」という。）のコモンスペース及び所属ユニットに所有物を置くことができる。ただし、所有物を置く場合は、当該現況を撮影し、当該写真を所属階のフロア長又は所属ユニットのユニット長に提出しなければならない。

5 入居者は、自治委員会が許可した文書図画のほかは、宿舎に文書図画を掲示してはならない。

6 入居者は、前各項に規定する義務に反しない限りで、個人としての生活を干渉されない。

（謝礼金及び費用の償還）

第 11 条 当会は、自治委員会が別に定める支出決定があった場合、別表第 1 に掲げる職に従事した入居者に対して、同表に掲げる謝礼金及び当会の事業のために必要と認められる費用の償還金（以下「謝礼金等」という。）を支払うことができる。

2 前項の従事月数は、暦に従って計算し、別表第 1 に掲げる職に選任された日がその月の 15 日以前のときは、これを 1 月とする。

3 清掃活動及び行事企画に対する謝礼金は、それぞれ清掃活動報告及び行事報告に基づいて支払わなければならない。

4 前項の規定及び基本謝礼（フロア長及びユニット長の基本謝礼を除く。）以外の謝礼金は、その職に従事した入居者による請求がその任期中にあった場合に限り、支払わなければならない。

5 その月の謝礼金等は、毎月末に算定した後 2 週間以内に支払わなければならない。ただし、前項の請求がない場合は、この限りでない。

6 前項の規定にかかわらず、次項及び第 8 項の規定による謝礼金等の減額が見込まれる場合においては、第 9 項の評価が確定したときに限り、謝礼金等を支払うことができる。ただし、自治委員会及び当該入居者の双方の同意によって別に当該減額の評価を確定し

た場合は、この限りでない。

- 7 謝礼金の対象となる入居者が当該職務において自治委員会が別に定める過失があったときは、謝礼金の一部又は全部を受ける権利を失う。
- 8 第1項の費用を支払った入居者が次の各号に掲げるときは、当該各号に定める費用の償還を受ける権利を失う。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。
 - 一 その支払を証明するに足る資料を提出しなかったとき その費用の10%、50%又は100%
 - 二 最も経済的な支払をしなかったとき その費用から最も経済的な額を控除した額
- 9 前2項の評価は、自治委員会が別に定める評価書によって行い、役員会の承認決議を受けなければならない。ただし、当該評価書において謝礼金等を受ける権利を失う予定の者は、あらかじめ自治委員会から書面（電磁的記録を含む。）による通知を受け、弁明又は回復の機会がなければならない。
- 10 別表第2に掲げる事由が生じたときは、同表に掲げる謝礼金を減額する。
- 11 第8条第7項及び第8項の規定は、謝礼金等の支払について準用する。この場合において、第8条第7項中「自治会費の返還をしなければならない」とあるのは「謝礼金等を支払わなければならない」と、「自治会費の返還をする」とあるのは「謝礼金等を支払う」と、第8条第8項中「自治会費の返還」とあるのは「謝礼金等の受取」と読み替えるものとする。

第3章 学生総会

（権限）

第12条 学生総会は、当会の組織、運営、管理その他当会に関する一切の事項について決議をすることができる。

（招集）

第13条 全ての入居者の6分の1以上から学生総会の目的である事項を示して請求があったときは、議長は、学生総会を招集しなければならない。

- 2 前項の学生総会は、その請求のあった日から8週間以内に招集されなければならない。
- 3 議長は、学生総会の日の2週間前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - 一 学生総会の日時及び場所
 - 二 学生総会の目的である事項
 - 三 学生総会に出席しない入居者が電磁的方法によってあらかじめ表決することができる旨

(決議)

第 14 条 学生総会の決議は、総入居者の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 15 条 議長は、学生総会后 1 週間以内に議事録を広告しなければならない。

第 4 章 役員会

(組織)

第 16 条 役員会は、全ての役員及び監査役（以下「役員等」という。）で組織する。

2 役員は、全ての入居者を代表する。

3 役員は、特定の入居者ではなく、全ての入居者が快適な宿舍生活を送ることができるよう努めなければならない。

4 役員等は、自治委員会が指定する LINE のグループのメンバーでなければならない、かつ、毎週 1 回、そのグループ内のメッセージを読まなければならない。

5 自治委員及び監査役（以下「自治委員等」という。）は、自治委員会又は監査役会が指定する Slack のチャンネルのメンバー及び LINE 公式アカウントの管理者又は運用担当者でなければならない、かつ、毎週 1 回、Slack のチャンネル内のメッセージを読まなければならない。

(権限)

第 17 条 自治委員等は、宿舍相談員の許可を得て、宿舍相談員とともに所属ユニット以外のユニットに立ち入ることができる。

(招集)

第 18 条 自治委員会又はユニット長 3 人以上若しくは監査役から役員会の目的である事項を示して請求があったときは、議長は、役員会を招集しなければならない。

2 前項の役員会は、その請求のあった日から 8 週間以内に招集されなければならない。

3 議長は、役員会の日 1 週間前までに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 役員会の日時及び場所

二 役員会の目的である事項

三 役員会に出席しない役員が電磁的方法によってあらかじめ表決することができる旨

四 入居者が議長の許可をあらかじめ得て、役員会において発言できる旨

4 第 1 項及び第 22 条第 3 項の規定により招集した場合において、ユニット長が欠けているときは、当該ユニットの入居者に対し、これらの者から代理人が出席できる旨の通知を

しなければならない。

(出席)

第 19 条 役員等は、役員会に出席しなければならない。

2 自治委員は、役員会をやむを得ない事由により欠席する場合、代理人（以前に自治委員を務めた者。ただし、職務執行に関する引継ぎが行われていない場合は、この限りでない。）によってその表決権を行使することができる。

3 ユニット長は、役員会をやむを得ない事由により欠席する場合、代理人（所属ユニットの入居者に限る。）によってその表決権を行使することができる。

(決議)

第 20 条 役員会の決議は、役員のそれぞれ過半数が出席し、本規約に特別の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する役員を除く出席役員の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第 21 条 議長は、役員会後 1 週間以内に議事録を広告しなければならない。

(異議申立て)

第 22 条 役員会の決議に不服のある入居者は、30 人以上の署名をもって議長に異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立ては、議事録が広告されてから 1 週間以内に意思表示をし、2 週間以内に署名を提出しなければならない。

3 前 2 項の規定による異議申立てがあったときは、議長は、署名の提出から 2 週間以内に役員会を招集し、当該決議を再度しなければならない。

第 5 章 自治委員会

(目的)

第 23 条 自治委員会は、第 3 条第 1 項の目的を達するため当会を代表し、第 4 条に規定された事業を学生総会又は役員会の決議に基づき、遂行する。

(組織)

第 24 条 自治委員会は、自治委員によって組織する。

2 自治委員会には、以下の役職の自治委員を置く。

一 議長 1 人

二 会計委員 1 人

三 厚生委員 6人

四 企画委員 2人

(権限)

第25条 自治委員会は、自治委員の過半数の同意によって、第30条第3項の請求を棄却することができる。ただし、棄却するときは、監査役会及び役員会に対し、当該棄却の理由を示し、役員会の承認決議を受けなければならない。

2 前項ただし書の承認決議がなかった場合においては、当該請求の履行をしなかったものとみなす。

(職務)

第26条 議長は、当会の運営を総括し、対外的に宿舎を代表した業務を行う。

2 会計委員は、自治会費の徴収、現金等の出納、現預金出納帳の記録、自治会費未納者名簿及び謝礼金未収者名簿の作成その他の会計業務を行う。

3 厚生委員は、入居者による清掃活動の計画、実施及び指導並びに宿舎物品の補充及び取替え（東京大学が行うものを除く。）等、第4条第1号に規定する業務を行う。

4 企画委員は、年2回の新入居者に対する歓迎会及び寮祭並びに交流会その他の行事の開催等、第4条第2号に規定する業務を行う。

5 自治委員会は、本規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を行う。

一 第36条第1項の決議に基づく業務執行の決定

二 東京大学で行う管理業務の概要の掲示

三 毎年2回の管理運営責任者への要望

6 次の各号に掲げる当会の決定は、学生総会又は役員会の決議によらない場合、自治委員会が別に定める稟議を経なければならない。

一 支出決定。ただし、役員会の承認決議を受けた予算の定めるところに従い、これをしてしなければならない。

二 財産の取得又は処分。ただし、宿舎敷地内の投棄物は、入居者が宿舎相談員に助言を求めた後、自治委員会が別に定める手続きを経て取得又は処分しなければならない。

三 行事決定

四 公示

五 第10条第5項に規定する掲示許可

六 その他重要な決定

7 自治委員は、次の各号に掲げる事項を行う。

一 必要に応じた自治委員会の招集

- 二 入居者に知らせるべき情報の公示（第 47 条第 4 項及び第 49 条の規定による公示を除く。）、広告及び掲示
- 三 入居者に対する苦情への対応
- 四 自治委員会が別に定める方法による事業報告
- 五 自己の職務外の当会業務及び東京大学による要請等への協力
- 六 その他自治委員会の決定に基づく事項

（異議申立て）

第 27 条 自治委員会の決定に異議のある入居者は、議長又はユニット長若しくは監査役にその旨を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立てを受けた者は、当該異議申立ての内容について役員会に報告しなければならない。

第 6 章 監査役会

（目的）

第 28 条 監査役会は、役員職務の執行を監督及び監査する。

（組織）

第 29 条 監査役会は、3 人以下の監査役によって組織する。

- 2 当会は、監査役 2 人以上を置かなければならない。
- 3 議長は、監査役を兼ねる。
- 4 監査役は、議長を除き、自治委員を兼ねることができない。

（権限）

第 30 条 監査役は、いつでも、役員に対して事業の報告を求め、又は当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監査役会は、監査役の過半数の同意によって、役員並びに役員会及び自治委員会に監査役会の意見を述べるることができる。
- 3 前項の監査役会の意見には、自治委員会に対して履行の請求を付することができる。
- 4 第 2 項の監査役会の意見は、意見を述べた日、発議者、意見の宛先、意見の内容、前項の自治委員会に対する履行の請求の有無、自治委員会による履行の有無を明らかにして、任期満了時点における各意見に関する報告書を監査報告書とともに役員会に提出しなければならない。
- 5 自治委員会に第 3 項の履行を請求するときは、自治委員の学業及び職務の繁忙を考慮して、履行期限を定めなければならない。

- 6 第3項の履行の有無について争いがある場合においては、役員会の判断による。
- 7 監査役会は、自治委員会で決定された事務の執行を停止することができる。ただし、当該事務執行の停止があった場合、自治委員会は役員会の決議を得ることで当該事務執行を再開することができる。

(監査)

第31条 監査役は、会計年度終了後、会計委員から現預金出納帳、領収書、収支報告書、会計委員の業務に関する全ての文書及び会計委員の管理する現金等の当会の資産を預かり、監査を行って監査報告書を作成し、監査報告を役員会で行わなければならない。

2 監査は、次に掲げる項目について行うものとし、監査報告書には、当該各号の記載がなければならない。

- 一 収支報告書の適否
- 二 収支報告書及び銀行通帳、領収書並びに会計委員の業務に関する全ての文書等との異同
- 三 現金残高及び帳簿残高間の異同
- 四 前期引継事項の完遂の適否
- 五 稟議を経ていない又は第3条第1項の目的に合致しない等の問題を有する支出の有無
- 六 問題を有する支出への説明又は会計委員による説明の要求
- 七 問題を有する支出への弁済の要求
- 八 監査役が収支報告を承認する条件
- 九 監査役による収支報告書への承認又は非承認及び総括
- 十 当会の業務及び業務の適正を確保するための体制に対する評価並びにその理由
- 十一 その他役員会の決議により指定された事項

3 自治委員は、稟議を監査役に対して公開しなければならない。

4 監査役は、会計委員の業務について疑念を抱く項目がある場合には、役員会の場で報告し、会計委員又は該当する自治委員による説明又は弁済を求めねばならない。

第7章 宿舍管理

(職務)

第32条 フロア長は、管理人及び厚生委員と協力し、フロア長の所属階（大浴場、多目的ホール、ホワイエ及びエントランスホールを除く。）における入居者による清掃活動の計画及び実施並びに当階コモンスペース物品の補充及び取替え（東京大学が行うものを除

く。)、入居者相互の親睦及び理解の促進等、当階の第4条第1号及び第2号に規定する業務を行う。

- 2 ユニット長は、自治委員、所属階のフロア長及び他のユニット長と連携し、所属ユニットの入居者と協力して、当該入居者による清掃活動（以下「ユニット清掃活動」という。）の計画及び実施、所属ユニット物品の補充及び取替え（東京大学が行うものを除く。）、入居者相互の親睦及び理解の促進等、所属ユニットの第4条第1号及び第2号に規定する業務を行う。

（規則）

第33条 厚生委員は、管理人の助言を求めて、浴場利用規則を定め、定めた事項及び施行年月日を記載した書面を脱衣所に掲示しなければならない。

- 2 フロア長は、管理人の助言を求めて、所属階のユニット長との合議に基づき、当階の廊下及びコモンスペース（浴場を除く。）の利用及び清掃等についてフロア規則を定め、定めた事項及び施行年月日を記載した書面をコモンスペースの冷凍冷蔵庫に掲示し、自治委員会に提出しなければならない。
- 3 ユニット長は、所属ユニットの入居者との合議に基づき、ユニット規則を定め、定めた事項及び施行年月日を記載した書面を所属ユニットの掲示板に掲示し、自治委員会に提出しなければならない。
- 4 フロア長又はユニット長は、第26条第6項第2号の規定にかかわらず、前2項の規則に投棄物の処分を定めることができる。ただし、当該規則に基づき投棄物を処分する場合は、冷凍冷蔵庫、全自動電気洗濯機及び電気衣類乾燥機内の投棄物の処分を除き、当該規則に、フロア又はユニット内物品所有者台帳（各物品の写真が添付されたものに限る。）の整備又は入居者が所有する物品への氏名及び居室番号の記入を定めなければならない。
- 5 冷凍冷蔵庫にあり、かつ、包装に氏名及び居室番号の記入がない食品は、その包装に記載された賞味期限又は消費期限（以下「賞味期限等」という。）を経過したときは、投棄物とみなす。ただし、包装のない食品又は包装に賞味期限等の記載がない食品については、厚生委員、フロア長又はユニット長は、当該食品が賞味期限等を経過した状態と同程度か判断し、同程度と判断した場合、投棄物とみなすことができる。
- 6 第10条第3項第4号の規定により回収されなかった衣類等は、投棄物とみなす。
- 7 第1項から第3項までの規則に違反した入居者は、第52条第1項に規定する入居者としての義務を怠った入居者とみなす。ただし、正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 8 第3項の規定による書面は、少なくとも半年に1回、更新されなければならない。

（清掃活動）

第 34 条 厚生委員、フロア長及びユニット長は、それぞれ他の厚生委員、所属階のユニット長及び所属ユニットの入居者と協力して、各清掃活動を計画し、これを実施しなければならない。

2 厚生委員は、ユニット清掃活動以外の清掃活動において、少なくとも 1 人以上清掃活動に立ち合わなければならない。ただし、やむを得ない事由により立ち会うことができない場合、他の入居者が厚生委員を代理することができる。

3 清掃活動の参加者には、別表第 1 に掲げる謝礼金を支払うことができる。ただし、議長、会計委員及び監査役に係る謝礼金算定上の清掃従事回数は、1 か月を通じて 4 回を超えることはできない。

4 前項の謝礼金を支払う清掃活動の回数は、正当な理由がある場合を除き、両性毎週 1 回でなければならない。

5 第 1 項の規定による各清掃活動計画は、それぞれ厚生委員、フロア長及びユニット長から自治委員会に提出されなければならない。

6 厚生委員、フロア長及びユニット長は、清掃活動実施後 1 週間以内に、自治委員会が別に定める事項を記録した清掃活動報告を自治委員会に提出して、清掃活動を報告しなければならない。ただし、日常的な清掃については、この限りでない。

7 厚生委員、フロア長及びユニット長は、それぞれ管理する範囲内において、全ての入居者が清掃活動に参加する機会を得られるよう努めなければならない。

第 8 章 会計

(会計年度)

第 35 条 当会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 当会の事業計画書及び収支予算書については、翌会計年度までに、企画委員、厚生委員及び会計委員が作成し、役員会の承認決議を受けなければならない。

2 前項の書類については、当該会計年度が終了するまでの間、掲示するものとする。

3 前項の規定は、第 39 条第 5 項の掲示について準用する。この場合において、同項中「前項の書類」とあるのは「第 39 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号から第 7 号の書類」と、「当該会計年度」とあるのは「当該翌会計年度」と読み替えるものとする。

(会計の執行)

第 37 条 自治委員会は、自治会費を徴収し、会計執行に責任を負う。

- 2 自治会費の用途は、第 3 条第 1 項の目的に反せず、かつ、入居者の一般の利益に適合するものでなければならない。
- 3 自治会費は、正当な理由がある場合を除き、東京大学が負担したもの又は負担すべきものに用いることはできない。
- 4 会計委員は、自治会費の徴収を行う。
- 5 ユニット長は、会計委員から要請があった場合、会計委員と協力して、1 か月以内に未払いの自治会費を所属ユニットの入居者から徴収し、会計委員に納入しなければならない。
- 6 会計委員は、毎月 1 回、自治会費未納者名簿を更新し、掲示しなければならない。
- 7 役員会において会計情報の開示が決議された場合、会計委員は、遅滞なくこれを開示しなければならない。

(滞納者への督促及び処罰)

第 38 条 自治会費を滞納する者に対しては、役員会の決議によって、第 52 条第 1 項の規定により処罰を行うことができる。

(事業報告及び会計報告)

第 39 条 当会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、自治委員等が次の書類を作成し、監査役の監査を受けた上で、役員会の承認決議を受けなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 事業報告書の附属明細書
- 三 収支決算書
- 四 収支決算書の附属明細書(自治会費の預り金額、自治会費を納入すべき人の数、当該収入金額、当該未収金額、謝礼金支払対象者の数、当該従事月数又は回数、当該支出金額及び当該未払金額を含むものをいう。ただし、前期以前に預り金、未収金及び未払金があった場合は、各期の附属明細書を作成しなければならない。)

- 五 財産目録
- 六 監査報告書
- 七 役員等の名簿
- 八 通帳の写し
- 九 次期自治委員への引継事項

2 前項第 1 号、第 3 号、第 6 号の書類については、毎任期満了後、自治委員等がこれらを作成し、監査役の監査を受けた上で、役員会の承認決議を受けなければならない。ただし、次期自治委員等への引継ぎが困難又は不適當であるときは、当該任期満了前に当該任期終了時点を見込んでこれらを作成し、監査役の監査を受けた上で、役員会の承認決議を

受けなければならない。

- 3 第1項第7号の書類については、自治委員等に占める女性の割合、自治委員等に占める留学生の割合及び自治委員等に占める学部生の割合を記載しなければならない。
- 4 第1項各号の書類については、役員会議事録と同様に保存しなければならない。
- 5 第1項第1号、第3号、第5号から第7号の書類については、掲示しなければならない。
- 6 第1項第9号に規定する次期自治委員への引継ぎとは、第31条第1項に規定する書類及び資産を、当期自治委員から次期自治委員へ引き渡すことを含む。

(基金)

第40条 当会は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

- 2 前項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。
- 3 基金の管理及び処分に関し必要な事項は、書面によってこれを定めなければならない。

(分配)

第41条 会計委員は、当該任期内に25万円以上の残金があるときは、次の任期に当該残金を繰り越す前に毎月の収入見込額（その会計年度の前会計年度の各月における収入の平均をいう。ただし、当該会計年度において自治会費の変更があった場合には、自治会費の変更の影響を受けた各月の収入金額は、変更後の自治会費に対する変更前の自治会費の比率を乗じて得た収入金額に変更してその平均を求め、その平均に変更前の自治会費に対する変更後の自治会費の比率を乗じて得た額とする。）に当該任期の月数を乗じて計算した金額から当該任期における支出総額（当該任期における支出見込額を含む。）に20万円を加えた額を控除した額を限度として、別表第3に掲げる分配の割合に応じて分配することができる。ただし、監査役会の意見がないときは、監査役会による履行の請求の数に占める自治委員会による履行の数の割合を100%とみなす。

- 2 前項の規定により自治委員会に残金が分配される場合においては、議長が2%、会計委員が8%、厚生委員が48%、企画委員が8%、ユニット長が34%の割合（各職に従事する入居者がいない場合又は各職に従事する入居者から当該分配金を受け取らない旨の申出があった場合は、他の職の割合に応じて、その金額を按分する。）に応じて残金を分配しなければならない。
- 3 第1項の規定により監査役会に残金が分配される場合においては、監査役が66%、ユニット長が34%の割合に応じて残金を分配しなければならない。

- 4 前2項の規定により各職に残金を分配する場合においては、従事月数、清掃活動回数、行事企画回数、監査役会の意見数を考慮して分配するよう努め、分配の決議をした役員会に欠席した者に分配してはならない。

第9章 人事

(任期)

第42条 役員等の任期は、6か月とする。

- 2 役員等の任期は、各年度の9月又は3月から開始する。
- 3 任期途中に新たに選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員が欠けた場合には、他の役員がこれを兼ねることができる。ただし、1人で複数の表決権を行使することはできない。

(候補者の募集)

第43条 自治委員等は、入居者の中から公募されなければならない。

- 2 自治委員会は、入居者が応募した役職の自治委員又は監査役及び全ての候補者で組織する会議を選挙の公示前に開催し、全ての候補者へ現在の事業等を周知しなければならない。
- 3 入居者は、前項の会議において応募した目的や将来の事業方針等を該当する役職の自治委員又は監査役及び該当する役職に応募した他の入居者へ周知しなければならない。
- 4 次期自治委員内定者及び次期監査役内定者(以下「次期内定者」という。)は、前2項の会議により決する。ただし、この会議を経ても決しないときは、選挙により決する。
- 5 議長は、本規約及び宿舎に関するその他の規則を適切に解釈及び運用し、東京大学、管理人及び宿舎相談員と十分に意思疎通ができる日本語能力を持ち、かつ、留学生と意思疎通ができる英語能力がなければならない。
- 6 公募は、自治委員等の任期満了1か月以上前に2週間以上の期間をもって公示により行う。

(選任)

第44条 自治委員等は、次期内定者から役員会の決議によって選任する。

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、各役職について応募者数が公募者数を下回るとき、若しくは任期中に自治委員又は監査役が欠けたときは、不足した各役職の自治委員については自治委員会の決議で、不足した監査役については監査役会の決議で特定の入居者を選任することができる。

- 3 自治委員会は、各階の企画委員又は厚生委員の中からフロア長 1 人を選任する。ただし、当階に企画委員又は厚生委員の居室がないとき、又は特別の事情があるときは、当階のユニット長の中からフロア長 1 人を選任することができる。
- 4 入居者は、所属ユニットにおける入居者の過半数の同意によって、ユニット長 1 人を選任しなければならない。ただし、選任していない場合は、自治委員会が厚生委員、所属階のフロア長及びユニット長の中から当該ユニット長を選任することができる。
- 5 役員等は、特別の事情がない限り、それ以前に当該役員等（この場合においては、フロア長を含む。）の任に就いたことがない者から優先して選任されなければならない。
- 6 当会は、自治委員等の数がそれぞれ男女均等となるよう努めなければならない。
- 7 当会は、留学生及び学部生の入居者割合を考慮して、全ての入居者を代表したものとみなされる多様な自治委員会及び監査役会を構成するよう努めなければならない。

（解任）

第 45 条 学生総会又は役員会は、役員等を解任することができる。

- 2 自治委員を解任する決議は、学生総会又は役員会の決議によらない場合、総自治委員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 3 自治委員会は、正当な事由がある場合には、フロア長又はユニット長が任期途中であっても、当該事由を示して、当該フロア長又は当該ユニット長を解任することができる。
- 4 入居者は、ユニット長が任期途中であっても、所属ユニットにおける入居者の過半数の同意によって、当該ユニット長を解任することができる。この場合において、当該ユニットは、第 44 条第 4 項の規定により速やかにユニット長を選任し、これを自治委員会に届け出なければならない。

（選挙）

第 46 条 入居者は、自治委員等の選挙権を有する。

- 2 選挙は、投票により行う。

（選挙管理委員会）

第 47 条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、2 人の選挙管理委員によって組織する。
- 3 選挙管理委員は、役員会の決議によって、選挙の都度、選任する。
- 4 選挙管理委員会は、投票日の 7 日前までに次に掲げる事項を公示しなければならない。
 - 一 当該選挙により決定される自治委員の役職名又は監査役の名称
 - 二 当該選挙の候補者の氏名及び所属学部又は研究科名
 - 三 投票の期間及び場所
 - 四 開票の日時及び場所

5 選挙管理委員会は、投票の期間及び場所について、入居者の利便を図らなければならない。

(投票の効力)

第 48 条 選挙は、総投票者の 2 分の 1 以上の有効投票がなければ、無効とする。

2 有効投票のうち最も投票数の多い事項又は候補者をもって確定事項又は当選者とする。

(選挙結果の公示)

第 49 条 選挙管理委員会は、開票後 2 日以内に入居者に対して選挙の結果を公示しなければならない。

(異議申立て)

第 50 条 選挙の結果に異議のある入居者は、役員等を通じて役員会に申し立てることができる。

2 前項の場合において、役員会に出席した役員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって当該選挙の手続きに重大な瑕疵があると決するときは、新たに選挙管理委員を選任して再選挙を行わなければならない。

第 10 章 雑則

(公示等)

第 51 条 公示は、掲示及び電子メールによる配信によって行う。ただし、電子メールによる配信に代わって、LINE による配信を行うことができる。

2 広告は、掲示を除いた前項に掲げる行為をいう。

3 掲示について本規約に特別の定めがない場合には、エントランスホールに掲示を行う。

4 掲示する場合には、画鋲を用いることができる掲示板を除き、養生テープ又はマスキングテープ（壁面に糊が残りにくいテープをいう。）を使用しなければならない。ただし、エレベーターの壁面及び冷凍冷蔵庫の表面に掲示する場合には、磁石を使用しなければならない。

(処罰)

第 52 条 当会は、入居者の生命、財産及び共有物に対し害を加えた入居者又は入居者としての義務を怠った入居者に対し、役員会の聴聞を経た後、役員会の決議によって以下の処罰を行うことができる。

一 注意

二 宿舍施設利用停止

三 退去勧告

- 2 議長は、前項第 1 号に掲げる処罰以外の処罰が決議されたときは、当該処罰を行う前に管理運営責任者に報告しなければならない。
- 3 第 1 項の聴聞は、その通知を発した日から 2 週間以内に当該入居者の意思表示がないときは、これを省略することができる。
- 4 第 1 項各号の処罰は、処罰された者の氏名等を公示又は掲示することができる。

(個人情報保護方針)

第 53 条 当会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守するとともに、当会の事業において個人情報の保護に努める。

- 2 個人情報は、第 4 条の目的以外に使用してはならない。
- 3 当会における個人情報の管理者は、議長とし、議長又は議長が指定する自治委員が保管するものとし、適正に管理する。
- 4 当会における個人情報の取扱者は、自治委員とする。
- 5 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 当会は、正当な理由がある場合を除き、本人又は東京大学から個人情報の取得を行い、第三者から取得する場合は、必ず当該第三者が本人の同意を得た後でなければ、個人情報の取得をしてはならない。
- 7 当会が入居者から取得する個人情報は、氏名、性別、学部・研究科等の名称、住所、電話番号、緊急時連絡先、電子メールアドレス、預貯金口座情報、入居許可開始日、入居許可終了日、自治会費納入額とする。
- 8 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。
- 9 個人情報は、東京大学の要請又は同意があった場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- 10 議長、会計委員及び議長が指定する自治委員（2 人以下に限る。）は、当会に宛てた郵便物又は電子メール等を受け取ったときは、これを開いて見ることができる。ただし、その内容が他の自治委員の職務に該当する場合には、遅滞なく、その内容を当該自治委員に示さなければならない。

(保存)

第 54 条 当会は、本規約及び別に定める細則等を施行した時から 30 年間、これらを保存しなければならない。

- 2 当会は、議事録及び当会の運営によって生じた公的な文書（電磁的記録を含む。）を作

成した時から3年間、これらを保存しなければならない。

(政治的公平)

第55条 当会は、政治的に公平でなければならない。

(日本語の優先)

第56条 本規約は、日本語を正文とする。

(委任)

第57条 本規約の実施に関し必要な事項は、自治委員会が別に定める。

(改正)

第58条 本規約の改正は、役員会に出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和6年3月19日から施行し、令和5年12月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第5条第1項、第8条第2項及び第6項の規定 令和6年4月1日

二 削除

(経過措置)

第2条 本規約の役員に相当する者の任期については、前条第2号の規定にかかわらず、令和6年8月31日まで延長する。

附則(令和6年8月29日)

本規約は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第41条の規定は、監査役会による履行の請求の数に占める自治委員会による履行の数の割合を100%として、令和6年8月29日から施行する。

別表第1 謝礼金額の表（第11条、第34条関係）

従事する職	謝礼の対象	謝礼金の額
議長	基本謝礼	9,000 円/月
	第 39 条第 1 項第 7 号の掲示	300 円/回（毎月 1 回のみ）
	任期中の未収金の不存在	3,000 円
会計委員	基本謝礼	7,000 円/月
	第 37 条第 6 項の掲示	300 円/月 ※未納者がいないときは、なし。
	第 39 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の掲示	各 3,000 円
	支払遅延の不存在	1,000 円
	5 人以内の支払遅延	500 円
	任期中の未収金の不存在	3,000 円
厚生委員	基本謝礼	4,000 円/月
	清掃	1,500 円/回
	ボランティア募集の広告	500 円/回（毎週 1 回のみ）
	清掃活動報告	500 円/回（1 日 1 回のみ）
	第 39 条第 1 項第 1 号（宿舍管理の部分）の作成及び掲示	2,000 円/回（議長及び会計委員が指定した項目を記載した場合に限る。）
企画委員	基本謝礼	2,000 円/月
	行事企画	3,000 円/回（毎月 1 回のみ）
	行事参加者の募集の広告期間が 1 週間以上の場合	500 円/回（毎月 1 回のみ）
	行事参加者の募集の広告期間が 2 週間以上の場合	500 円/回（毎月 1 回のみ）
	行事参加者が 5 人以上 15 人未満の場合	1,000 円/回（毎月 1 回のみ）
	行事参加者が 15 人以上 25 人未満の場合	2,000 円/回（毎月 1 回のみ）
	行事参加者が 25 人以上の場合	3,000 円/回（毎月 1 回のみ）
	全ての入居者の多数に属する性別以外の行事参加者が全て	1,000 円/回（毎月 1 回のみ）

	の行事参加者の 10%以上	
	全ての入居者の多数に属する性別以外の行事参加者が全ての行事参加者の 20%以上	1,000 円/回 (毎月 1 回のみ)
	留学生が全ての行事参加者の 15%以上	1,000 円/回 (毎月 1 回のみ)
	留学生が全ての行事参加者の 30%以上	1,000 円/回 (毎月 1 回のみ)
	第 39 条第 1 項第 1 号 (行事企画の部分) の作成及び掲示	2,000 円/回 (議長及び会計委員が指定した項目を記載した場合に限る。)
自治委員	公示事務	1,000 円/号
	当会以外の者との面会による打合せ又は協働 (1 人の場合)	50 円/回/人 (1 日 1 回のみ)
	同上 (2 人の場合)	100 円/回/人 (1 日 1 回のみ)
	同上 (3 人以上の場合)	自治委員会が指定した 2 人に 100 円/回/人 (1 日 1 回のみ)
フロア長	基本謝礼	1,000 円/月
ユニット長	基本謝礼	1,000 円/月
役員	第 15 条又は第 21 条の規定による議事録の作成	2,000 円/回 (役員が出席者、オンライン出席者、書面表決者又は欠席者のいずれであるかの別が議事録に記載された場合に限る。)
	自治委員会が別に定める投棄物を処分する旨の書面の貼付け	毎週 500 円/階 (所属階の投棄物で貼付けされていない物がない場合に限る。)
監査役	基本謝礼	3,000 円/月
	第 39 条第 1 項第 6 号の作成	5,000 円
	第 39 条第 1 項第 6 号の掲示	3,000 円
選挙管理委員	基本謝礼	選挙終了時に 5,000 円
ボランティア	清掃	1,500 円/回

別表第2 謝礼金減額の表（第11条関係）

事由	減額対象者	謝礼金を減ずる額
表決権を行使することなく第19条第1項の規定に違反したとき	役員	その任期におけるその月までの支払われていない謝礼金の全額
議長、会計委員、厚生委員、企画委員のいずれかが欠けているとき	役員	500円×欠けた委員の職数/月
厚生委員の数が5人に満たないとき	自治委員	500円×（5－充足している人数（4を上限、1を下限とする。））/月
議長以外の監査役が欠けているとき	自治委員	1,500円/月
ユニット長が欠けているとき	議長	500円×欠けたユニット長の数/月
第33条第2項の規定に違反したとき	フロア長	500円/月
第33条第3項の規定に違反したとき	ユニット長	500円/月

別表第3 残金分配の表（第41条関係）

監査役会による履行の請求の数に占める 自治委員会による履行の数の割合	分配の割合（自治委員会：監査役会）
100%の場合	6：0
100%未満 80%以上の場合	5：1
80%未満 55%以上の場合	4：2
55%未満 45%以上の場合	3：3
45%未満 20%以上の場合	2：4
20%未満（0%を除く。）の場合	1：5
0%の場合	0：6